6. 町屋や一般建造物の町並みづくりに関する助成制度

熊本市では、新町・古町地区の特徴の一つである町屋のある町並みを保存するために、助成制度を設けました。

町屋を主とした伝統的様式建造物の保存・修景への助成のほか、モデル街区 に認定された通りでは、一般建造物の町並みに合わせた修景にも助成します。

○手続きの流れ

個別の保存・修景事業については、熊本市が相談窓口となります。保存・修 景計画図等をお持ちになって開発景観課までお越しください。要綱などの保 存・修景基準に沿うように助言いたします。

その後、助成対象への応募をしていただき、事前審査によって助成対象を決 定します。









(修景イメージ図)

●手続きの流れ

申請者が行うもの

